

日本ベビーベッド工業会 会則(一部抜粋)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「日本ベビーベッド工業会」と称す。

(地区)

第2条 本会の地区は全国一円とする

(所在地)

第3条 本会の所在地は会長の事業所に置く。

(目的)

第4条 本会は会員相互の緊密なる関係により、経営の合理化、技術の向上を図り、共存共栄をもって、業界の発展に寄与する事を目的とする。

第2章 会 則

(資格)

第5条 本会の会員はベビーベッド、スベリ台の製造業者とする。

(入会)

第6条 本会への入会は理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は本会の諸規定を遵守し、総会・理事会の議決に従わなければならない。

(退会)

第8条 会員は書類による届出により本会を退会することが出来る。また、次の事由により自然退会となる。

1. 会員の資格を失ったとき
2. 転業・廃業したとき
3. 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を汚したとき、会費の納入を怠ったとき、諸規定に違反したときは、理事会の決定により除名することが出来る。

第3章 役 員

(役員の数)

第10条 本会は次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 理事 若干名 監事 2名

(役員を選出)

第11条 理事は各地区推薦により選出し、会長及び副会長は理事の互選により選出し、総会により選任する。また、監事は総会により選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

(役員職務)

- 第13条
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故のあるときはその職務を代行する。
 3. 理事は会長・副会長を補佐し、必要な事項を審議する。
 4. 理事のうち1名は事務局長利、1名は会計とする。事務局長は本会の総務を処理し、会計は経理を担当する。

(顧問)

第14条 本会に顧問、相談役を置くことが出来る。顧問、相談役は理事にて推薦し総会にて承認する。

(事務局)

第15条 本会は必要に応じ事務局を設け職員を置くことが出来る。